

青森県報

第四千五百十号

平成二十八年
五月二十三日
(月曜日)

目 次

告 示

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(労政・能力) ……一
 開 発 課 ……一
 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二
 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……二
 公 告 ……二
 建設業者の許可の取消し……………(東青地 民 局 域) ……三
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(三 八 地 民 局 域) ……四
 右 同……………(同) ……四
 選挙管理委員会……………(西 北 地 民 局 域) ……四
 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)……………四
 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(同) ……六

告

示

青森県告示第三百六十二号

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程(昭和三十四年一月青森県告示第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第一号様式の記の6の②のA中

補助対象5号経費			
補助対象6号経費			

を

「補助対象5号経費

」を

「補助対象5号経費及び補助対象6号経費」や「及び補助対象5号経費」を「第6号」を「第5号」に改める。

第二号様式の記の1の②中

補助対象5号経費			
補助対象6号経費			

を

「補助対象5号経費

」を

「補助対象5号経費及び補助対象6号経費」や「及び補助対象5号経費」を「第6号」を「第5号」に改める。

第六号様式の記の2の②中

補助対象5号経費			
補助対象6号経費			

を

「補助対象5号経費

」を

「補助対象5号経費及び補助対象6号経費」や「及び補助対象5号経費」を「第6号」を「第5号」に改める。

6号」を「第5号」に改める。
第七号様式の記の4の②の「ア中

補助対象5号経費				
補助対象6号経費				
補助対象5号経費				
補助対象6号経費				

「、補助対象5号経費及び補助対象6号経費」を「及び補助対象5号経費」に、「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の規定は、平成二十八年度分の補助金から適用する。

青森県告示第三百六十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸市南浜区域の項を次のように改める。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合 の地区	1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけをとる漁業 2 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業
-------------------------------	--

二の表佐井村第一区域の項を次のように改める。

佐井村第二区域 佐井村漁業協同組合の地 区のうち、大字長後字福 浦、字福浦川目及び字沼 ノ平の区域	1 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
---	-------------------------------

二の表新深浦町第一区域の項を次のように改める。

新深浦町第一区域
新深浦町漁業協同組合の
地区のうち、大字柳田、
大字関、大字北金ケ沢、
大字田野沢、大字風合瀬
大字磯及び大字風合瀬字
汐干浜の区域

- 1 総トン数二十トン未満の漁船により行ういか
- 2 つり漁業
- 3 七メートル以上の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてたい及びぶりをとる漁業（以下「たい・ぶり定置漁業」という。）及び底建網漁業
- 4 底建網漁業と総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
- 5 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

二の表新深浦町第二区域の項を次のように改める。

新深浦町第二区域
新深浦町漁業協同組合の
地区のうち、大字轟木の
区域

- 1 底建網漁業
- 2 総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていか及びぶり漁業
- 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

青森県告示第三百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
法人ビ ンク	一般財団 法人ビ ンク		東京都千代田区富 士見二丁目七の二	東京都千代田区富 士見二丁目七の二	平成二十八年四月 二十日
			(本部) 東京都千 代田区富士見二 丁目七の二	(本部) 東京都千 代田区富士見二 丁目七の二	
			(名古屋事務所)	(名古屋事務所)	

愛知県名古屋市中
区栄四丁目三の二
六

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 羽賀工業
 - 二 氏名 羽賀 節夫
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡四〇八の五二
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇六八七号
 - 五 取消年月日 平成二十八年四月二十六日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 建具工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福田冷氣設備
- 二 氏名 福田 早男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜館字科四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六〇三〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

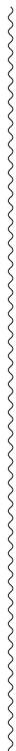
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 タザワ工業
- 二 氏名 田沢 貞子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字戸門字見通三二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇六〇一号
- 五 取消年月日 平成二十八年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤工務店

二 氏名 工藤 和雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字西越字堂ヶ前五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第三〇〇四七一号

五 取消年月日 平成二十八年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社イースト

二 代表者の氏名 東 キ又エ

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字開野六九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第四〇〇〇九号

五 取消年月日 平成二十八年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「検印票及び証紙交付票の交付」を「ポスターの検印及び証紙の交付の手続」に改める。

第八十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の標札のうち候補者又はその推薦届出者に係るものについては立候補の届出を受理した後直ちに、候補者届出政党に係るものについては選挙長に候補者の届出を確認後直ちに交付する。

第八十八条第二項中「第八十六条（選挙事務所の標札）第二項及び第三項」を「第八十六条（選挙事務所の標札）第二項から第四項まで」に改める。

第八十九条第二項中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条第二項から第四項まで」に改める。

第九十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第八十六条第二項から第四項までの規定は、第二項の証紙について準用する。

第九十条第五項を削る。

第九十条の二中「第百四十三号様式の二による検印を受け、又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 県委員会は、前項の規定による証紙を作成するいとまがないとき又はその他の事情により証紙を交付することができないときは、証紙の交付に代えて、ポスターに第百四十三号様式の二による検印を行う。

第九十条の三第一項を次のように改める。

候補者届出政党は、前条第二項の規定によるポスターに検印を受けようとするときは、県委員会が第百四十三号様式の四による検印票に所定の事項を記載し、検印を受けようとするポスターを添えて、県委員会に提出しなければならない。

第九十条の三第三項を次のように改める。

3 第八十六条第二項から第四項までの規定は、前条第一項の証紙及び第一項の検印票について準用する。

第百二十二条第三項中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条第二項から第四項まで」に改める。

第百二十四条第二項中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条第二項から第四項まで」に改める。

第百二十五条第二項中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条第二項から第四項まで」に改める。

第百三十条中「法第百六十九条（選挙公報の発行手続）第五項」を「法第百六十九条（選挙公報の発行手続）第六項」に改める。

第百三十八条中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。第四号工において同じ。）のために使用する者」に改め、同条各号中「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同条第四号に次のように加える。

工 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

第百四十条中「第百八十八号様式による検印を受け、又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 県委員会は、前項の規定による証紙を作成するいとまがないとき又はその他の事情により証紙を交付することができないときは、証紙の交付に代えて、ポスターに第百八十八号様式による検印を行う。

第百四十一条第一項を次のように改める。

法第二百一条の四第二項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体は、前条第二項の規定によりポスターに検印を受けようとするときは、県委員会

が第百八十九号様式により作成し、交付する検印票に所定の事項を記載し、検印を受けようとするポスターを添えて、県委員会に提出しなければならない。

第百四十一条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による検印を行うとき」を「第一項の規定により検印を行うとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定による証紙又は前項の規定による検印票は、法第二百一条の四第二項の規定による確認書を交付する際に交付する。なお、証紙を交付する場合において、政党その他の政治団体は、証紙を貼付するポスターの見本を県委員会に提出しなければならない。

第百四十一条に次の一項を加える。

4 第八十六条第三項及び第四項の規定は、前条第一項の証紙及び第一項の検印票について準用する。

第百四十六条中「県委員会の行う第百九十五号様式による検印を受け、又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 県委員会は、前項の規定による証紙を作成するいとまがないとき又はその他の事情により証紙を交付することができないときは、証紙の交付に代えて、ポスターに第百九十五号様式による検印を行う。

第百四十七条の見出しを「（ポスター）の検印及び証紙の交付の手続」に改め、同条第一項を次のように改める。

政党その他の政治団体は、前条第二項の規定によりポスターに検印を受けようとするときは、県委員会が第百九十七号様式により作成し、交付する検印票に所定の事項を記載し、検印を受けようとするポスターを添えて、県委員会に提出しなければならない。

第百四十七条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定により検印」を「第一項の規定により検印を行うとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定による証紙又は前項の規定による検印票は、参議院選挙区選出議員の再選挙又は補欠選挙にあつては総務大臣から確認書を交付した旨の通知があつた際に、県の選挙にあつては第百四十二条の規定による確認書を交付する際に交付する。なお、証紙を交付する場合において、政党その他の政治団体は、証紙を貼

付するポスター（数種類のポスターがあるときは、その数種類のポスター）の見本を県委員会に提出しなければならない。
第百四十七条に次の一項を加える。

4 第八十六条第三項の規定は、前条第一項の証紙及び第一項の検印票について準用する。

第百四十二号様式の三及び第百四十二号様式の四を次のように改める。

第百四十二号様式の三及び第百四十二号様式の四 削除

第百四十三号様式の五を次のように改める。

第百四十三号様式の五 削除

第百八十九号様式の二を次のように改める。

第百八十九号様式の二 削除

第百九十八号様式を次のように改める。

第百九十八号様式 削除

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

南部病院	二 "	南部町大字沖田面字千刈三六の	を
南部病院	二 "	南部町大字沖田面字千刈五一の	に、

二の表中

なかやま荘	二〇五 "	今別町大字今別字西田二四八の	を
なかやま荘	二〇五 "	今別町大字今別字西田二四八の	に改める。
介護付有料老人ホームぬくもり	一 "	今別町大字浜名字中宇田一の三	に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------